

守教総第105号
令和7年4月15日

学校施設目的外使用団体 代表者 様

守口市教育委員会事務局
教育部 教育総務課長

守口市立学校施設等目的外使用許可書の電子メール送付対応について

平素は、本市教育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

これまで、守口市立学校施設等目的外使用許可書(以下、「使用許可書」)については、守口市役所6階の教育総務課窓口での手渡し又は郵送(※)で対応しておりました。

このたび、ご利用の皆様のご利便性向上の観点から、上記対応に加え、使用許可書の PDF データを電子メールにて送付することができるようになりました。

希望される団体につきましては、下記の点と別添「学校施設目的外使用の流れ【改訂版】」をご確認の上、電子メールにて申し込みいただきますようお願いいたします。

※郵送を希望する場合は、申請時に返信用封筒(送付先、団体名を記入し、切手貼付のこと。)を提出してください。

記

○申し込みについて

送信ミスを防ぐため、次の手順で教育総務課へメール送付をお願いします。

【登録方法】

1. 右記2次元コードを読み取ります。
2. 件名を「目的外使用許可書送付依頼 団体登録番号 団体名 代表者名」として、送信してください。
本文には「目的外使用許可書のメール送付を希望する」旨を記載してください。

例 目的外使用許可書送付依頼 9999 守口クラブ 守口

○使用料の納付が必要な団体につきましては、これまでどおり、納付書等を郵送で送付いたします。

使用料納付後、領収書を画像データで添付し、電子メールでご提出ください。

○施設を使用される際には、スマートフォンなどで PDF データを提示していただきますようお願いいたします。

○「学校施設使用許可申請書」については、これまで通り、学校へ提出をお願いします。

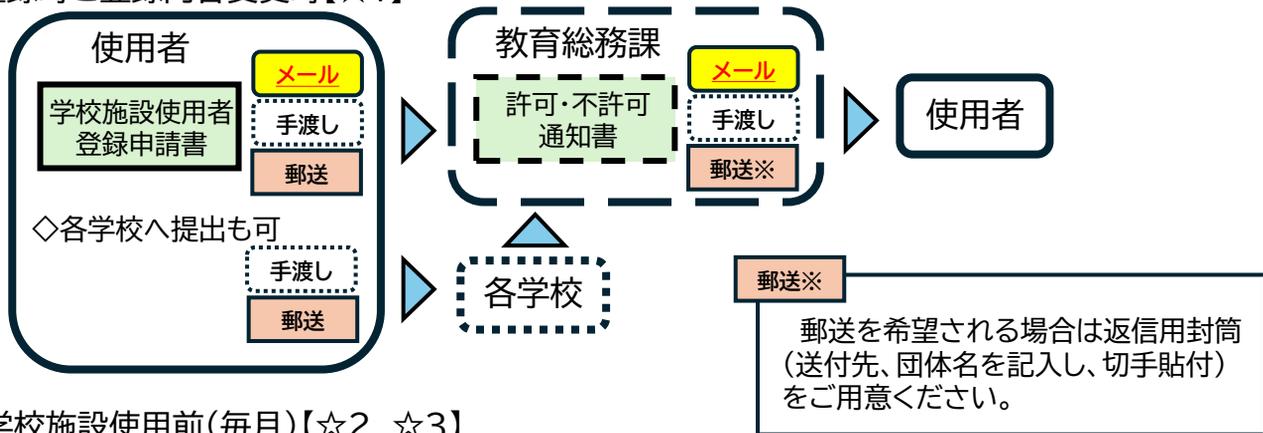
○電子メールで送付した PDF データが閲覧できない場合など、問い合わせは下記までをお願いします。



問い合わせ先

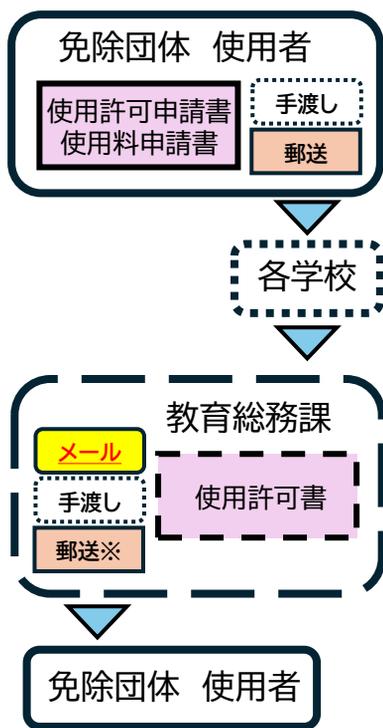
守口市教育委員会事務局教育部 教育総務課
TEL 06-6995-3161 FAX 06-6995-2505
Eメール kyosoumu@city.moriguchi.lg.jp

1. 登録時と登録内容変更時【☆1】

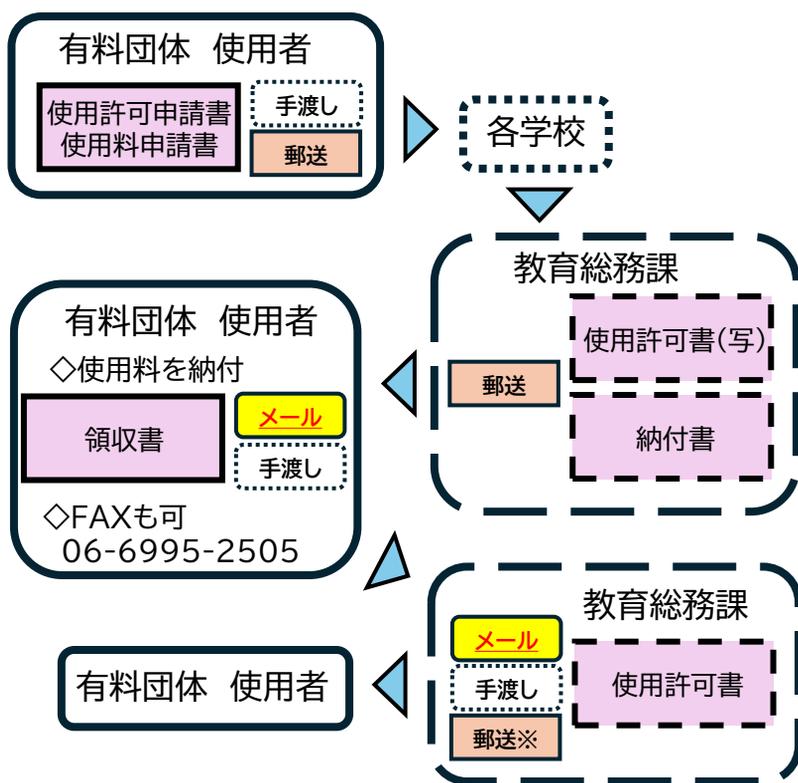


2. 学校施設使用前(毎月)【☆2 ☆3】

①使用料免除団体の場合



②有料団体の場合



3. 学校施設使用時(毎回)



メール送付を希望される場合は右記2次元コードを読み取り、教育総務課へメール送付をお願いします。



件名 目的外使用許可書送付依頼 団体登録番号 団体名 代表者名
本文 「目的外使用許可書のメール送付を希望する」旨を記載

- ☆1 初回のみ使用者登録申請において団体番号を取得し、次年度以降においても同じ団体番号を使用してください。ただし、年度途中に登録内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を届け出てください。構成員に児童・生徒を8割以上含む団体及び公共的団体(スポーツ協会等)に加入されている団体は、構成員名簿もしくは公共的団体に加入していることが分かる証明書(領収書等)の提出が毎年必要です。
- ☆2 登録済みの使用者の方が使用申請をする場合は、「2. 学校施設使用前(毎月)」からの手順となります。
- ☆3 学校施設使用許可申請の受付は1ヶ月単位とします。なお、毎月15日以降に次月分の使用許可書の交付をいたします。